②　会員制等特定の者のみが利用するような形態をとらず、管轄する都道府県の狩猟者登録を受けた多数の狩猟者が公平かつ平等に利用できるよう担保されるものであること。

③　隣接地で保護されている鳥獣資源に過度に依存することを予定とした地域設定は行わず、猟区内での鳥獣の保護繁殖が適正に図られていること。

④　第二種特定鳥獣管理計画に係る第二種特定鳥獣の管理に支障が生じないものであること。

⑵　その他

猟区を活用した狩猟初心者の育成について、必要に応じて狩猟者団体等とも連携し、積極的な取組を進めるものとする。

4　指定猟法禁止区域

⑴　指定の考え方

指定猟法禁止区域については、地域の鳥獣の保護の見地からその鳥獣の保護のために必要な都道府県内の区域であって環境大臣の指定する区域以外について指定するものとする。

特に、鉛製銃弾による鳥獣の鉛中毒が生じている、あるいは生じるおそれのある区域については、鳥獣の鉛中毒の状況等の現状を把握・分析し、関係機関及び土地所有者又は占有者との調整を行いつつ、必要に応じて指定猟法禁止区域の指定を進めるものとする。

なお、現在、法第12条第２項に基づき実施している鉛製銃弾の使用禁止区域においては、現行規制の評価を行いつつ、順次、指定猟法禁止区域の指定を進めていくものとする。

また、鉛製銃弾以外であって、地域の鳥獣の保護の見地からその鳥獣の保護のために必要が生じたときには、科学的かつ客観的な情報の収集・分析を行い、関係機関及び土地所有者又は占有者との調整を行いつつ、必要に応じて指定猟法禁止区域の指定を進めるものとする。

⑵　許可の考え方

指定猟法禁止区域内における指定猟法による捕獲等については、指定猟法による捕獲等によって、地域的に鳥獣の生息に著しい影響を及ぼすおそれがある等、鳥獣の保護に支障がある場合、又は、指定猟法による捕獲等によって当該地域の動植物相に著しい影響を及ぼす等、生態系の保護に支障を及ぼすおそれがあると認められる場合以外に許可するものとする。

⑶　条件の考え方

指定猟法禁止区域内における指定猟法による捕獲等の許可に当たっての条件は、許可の期間の限定、区域の限定、鳥獣の種類及び数の限定のほか、捕獲物の処理の方法等について付すものとする。

第六　特定計画の作成に関する事項

鳥獣保護管理事業計画には、特定計画（以下第六において単に「計画」という。）の作成に関する事項として、それぞれ以下の事項を盛り込むこととする。また、広域指針が作成されている地域個体群に係る計画については、当該広域指針との整合を図るものとする。

1　計画作成の目的

計画は、それぞれの地域において対象とする鳥獣の地域個体群について、科学的知見を踏まえながら専門家や地域の幅広い関係者の合意を図りつつ明確な保護又は管理の目標を設定し、これに基づき、個体群管理、生息環境管理及び被害防除対策の保護又は管理事業を総合的に講じることにより、科学的・計画的な保護又は管理を広域的・継続的に推進し、鳥獣の保護又は管理を図ることにより、人と鳥獣との適切な関係の構築に資することを目的として作成するものとする。

2　対象鳥獣

⑴　第一種特定鳥獣保護計画の対象鳥獣

第一種特定鳥獣保護計画の対象とする鳥獣は、生息数の著しい減少又は生息地の範囲の縮小、生息環境の悪化や分断等により地域個体群としての絶滅のおそれが生じている鳥獣であって、生物多様性の確保、生活環境の保全又は農林水産業の健全な発展を図る観点から当該鳥獣の地域個体群の安定的な維持及び保護を図りつつ、当該鳥獣の生息数を適正な水準に増加させ、若しくはその生息地を適正な範囲に拡大させる、又はその生息数の水準及びその生息地の範囲を維持する必要があると認められるものとする。

なお、第一種特定鳥獣保護計画は、原則として地域個体群を単位として作成するものとする。

⑵　第二種特定鳥獣管理計画の対象鳥獣

第二種特定鳥獣管理計画の対象とする鳥獣は、生息数の著しい増加又は生息地の範囲の拡大により、顕著な農林水産業被害等の人とのあつれきが深刻化している鳥獣、自然生態系のかく乱を引き起こしている鳥獣等であって、生物の多様性の確保、生活環境の保全又は農林水産業の健全な発展を図る観点から、長期的な観点から当該鳥獣の地域個体群の安定的な維持を図りつつ、当該鳥獣の生息数を適正な水準に減少させ、又はその生息地を適正な範囲に縮小させる必要があると認められるものとする。

なお、第二種特定鳥獣管理計画は、原則として地域個体群を単位として作成するものとする。

3　計画期間

計画期間は、生息動向等の変化に機動的に対応できるよう、原則として３～５年間程度とするものとする。なお、上位計画である鳥獣保護管理事業計画との整合を図るため、原則として鳥獣保護管理事業計画の有効期間内で設定するものとする。

計画が終期を迎えたときには、計画の達成の程度に関する評価を行い、その結果を踏まえて計画の継続の必要性を検討し、必要な改定を行うものとする。

また、計画の有効期間内であっても、計画の対象となる鳥獣の生息状況等に大きな変動が生じた場合等は、必要に応じて計画の改定等を検討するものとする。

4　対象地域

計画の対象地域は、原則として当該地域個体群が分布する地域を包含するよう定めるものとし、行政界や明確な地形界を区域線として設定するものとする。

なお、計画の対象とする地域個体群が、都道府県の行政界を越えて分布する場合は、都道府県内における分布域を包含するよう対象地域を定め、計画の作成及び実施に当たっては、整合のとれた目標を設定し、連携して保護又は管理を進めることのできるように、関係都道府県間で協議・調整を行うものとする。

5　保護又は管理の目標

保護又は管理の目標の設定に当たっては、科学的な知見及び各地の実施事例に基づき適正な保護又は管理の目標を設定できるよう、あらかじめ当該地域個体群の生息動向、生息環境、被害状況、捕獲状況等について必要な調査を行うものとする。

保護又は管理の目標については、下記のとおり設定するものとする。なお、下記の目標の設定に当たっては、必要に応じて当該地域個体群の生息状況又は生息環境、被害等の実態を踏まえた計画対象地域の地区割を行い、それぞれの地区ごとに目標を設定するものとする。

また、目標の設定は、適切な情報公開及びモニタリングの実施やその結果を保護事業又は管理事業へ反映するというフィードバックシステムの導入の下、科学的な不確実性の補完及び専門家や地域の幅広い関係者の合意形成を図りつつ問題解決的な姿勢で進めるものとする。さらに、設定された目標については、保護事業又は管理事業の実施状況やモニタリングによる特定計画の保護又は管理の目標の達成状況の評価を踏まえて、順応的に見直しを行うものとする。

⑴　第一種特定鳥獣保護計画の保護の目標

当該地域個体群の生息数、生息密度、分布域、確保すべき生息環境、被害等の程度等の中から、当該地域の個体群の生息状況、被害等の実態及び地域の特性に応じた必要な事項を選択して、生息数の適正な水準及び生息地の適正な範囲等の保護の目標を設定するものとする。